

東京大学法科大学院 小論文試験 再現答案

2009年11月21日(土)試験実施、同22日(日)再現

総合問題 1

1

廊下に沿って細長く一直線に部屋が並んでいる施設としては、問題文に挙げられているものの他に、西洋風のホテルがある。これらの建物がそのような構造になっている理由は、効率性がよいからである。

例えば、全ての部屋が単一の廊下につながっているということは、管理がしやすいということの意味する。具体的には、保安上の見回りも廊下を往復するだけで済むし、ホテルの例で言えば、掃除なども簡単になるだろう。加えて、一直線の廊下に部屋を並べるという構造はとてもシンプルなので、建築費が安く済む。よって、廊下に沿って細長く部屋を並べる形態は、経済的な効率性を上昇させるのである。

これらの施設は、多くの人々に対してサービスを提供したりしなければならないが、経済的な資源を無限に使うことはできない。したがって、これらの建物は、廊下に沿って一直線に部屋を並べるという効率的な形態をとることになるのである。

2

刑務所・学校・病院・兵舎・ホテルといった施設が、廊下に沿って細長く一直線に部屋を並べる形態をしていることの社会的意味には、プラスの面とマイナスの面がある。

プラスの意味は、これらの建物がそうした形態をとることで、維持管理や建築のコストが下がるため、納税者や利用者の金銭的な負担が軽くなるということである。実際、とり

わけ学校や病院の維持管理費用は、国や地方公共団体の予算支出の大きな部分を占めており、もともと社会的な負担が大きい。こうした社会的負担が大きい領域で、効率的な形態をとることには、一定の積極的な社会的意味がある。

しかし、効率性を重視する考え方は「管理する側」の論理であり、「管理される側」の視点が欠落している点が問題だ。つまり、公共的な性格を持つ施設がこうした形態をとることには、利用者の利用しやすさや快適さを犠牲にするという、マイナスの社会的意味を持つ。というのも、廊下に沿って細長く部屋を並べるという発想は、各部屋が画一的であることを含意しており、多様な背景を持つ利用者を同じようにしか扱えないからだ。例えば、病院の場合、車いすの患者や小さな子供の患者を、一般の患者に合わせて画一化された部屋で治療することは必ずしも適切ではないだろう。確かに、画一的な取り扱いはある意味で平等なのかもしれないが、少数者の利用しやすさが犠牲にされることが多いのである。

3

これらの建物について、私が望ましいと考える形態は、フレキシブルに部屋割りを変えられる形態である。つまり、廊下に沿って画一化された部屋を一直線に「並べる」のではなく、広いスペースを状況に応じて区切って使うのである。その理由は、こうした形態をとることで、様々な利用者に対してそのニーズに応じたフレキシブルな扱いが可能になるからだ。例えば、ホテルの場合、部屋の壁を必要に応じて取り外せるようにすれば、大家族から単身のビジネス利用まで幅広く扱え、人数の多寡でサービスの利用自体を制限されることがない。学校ならば、進度の遅れた生徒のために、個別指導用のスペースを確保することができる。

確かに、刑務所の独房のように、柔軟な部屋割りが適さない場合もあるだろう。しかし、刑務所においても、社会生活を身につけさせるべき者には集団生活用の広いスペースをあて、反省を促すべき者には狭いスペースをあてることには意味がある。フレキシブルな部屋割りは、各人に合った扱いを可能にするのだ。

総合問題 2

1

1^{*1}の文章における権利意識とは、道徳的な義務から派生した権利に対する意識であり、2の文章における権利意識とは、法的に承認された権利に対する意識である。これらの権利意識は、何らかの保護すべき利益が存在することを認めるという点で共通する。しかし、2の権利意識が法的に保護された利益のみを権利と見なすのに対し、1の権利意識は、表層に現れずとも、深層において保護すべきだと考えられる利益も権利と見なすという点で差異がある。よって、2の権利意識のもとでは、権利実現の場が裁判所や議会といった法を扱う場所に限られるのに対し、1の権利意識のもとでは、「お上」への直訴も権利実現の手段の一つと見なされることになる。

2^{*2}

3の文章は、西洋と比べて日本人の法意識が希薄であると指摘する。西洋では、国民が主体的に権利を主張して合意を形成していくが、日本では、国民は権利を国家という外部の機関から受け取るというような意識がある。また、西洋と比較して、日本では法的な思考が根付いていない。つまり、法を制定し、それに基づいて判断するときのルール、すなわち法のメタルールが日本人には共有されていないのである。

こうした主張は、現代の日本においても部分的には妥当すると考えられる。実際、日本では、最近増加しつつあるとはいえ、西洋と比べて裁判の件数が多いとはいえない。裁判は法的思考が用いられる代表的な場なのだから、裁判経験を持つ人が少ない以上、日本人の法意識が希薄なのはやむをえない。加えて、日本人は同調を好み、隣人と争うことをためらうといわれている。そのため、たとえ潜在的には守られるべき利益があると意識していても、それを裁判に訴えて、法的利益として明確化することを経験していないのだ。

しかし、3の文章の考えには、現代の日本に妥当しない面もある。例えば、日本では交通事故が起こったときに損害賠償を裁判で争わずに、当事者間の交渉で合意することが多

^{*1} 実際の答案では、問題文の表記に準拠し、1を丸で囲んで「マル1」としています。以下の数字も同様です。

^{*2} 再現答案では字数が720字ほどですが、本番では850字程度書いたと記憶しています。本番の答案が冗長だったのか、もしくは再現答案で書き落としがあるのだと思います。大変申し訳ないのですが、時間制限ぎりぎりに大急ぎで書いていたため記憶があやふやで、再現度が他の問題と比べて低くなっています。ただ、再現答案自体は試験翌日に書いているので、内容・構成はほぼ再現どおりのはずです。

い。これは、たとえ具体的な損害賠償額について争いがあるにしても、その法的な交渉ルールについては合意が存在することを意味している。また、こうした交渉においては、法学部卒業者や法隣接職の人々が多数活躍している。よって、日本では法専門職が少ないとはいえ、法的な考え方が一部に偏在しているともいえない。

このように、3の文章の主張には現在の日本に妥当する部分もあるが、現状の日本の社会状況の全てを説明しているとはいえないのである。

補足：解答用紙等について

- 解答用紙は、総合問題1問につき1枚です。表が第1面で、裏が第2面です。
- 名前と受験番号を記入する欄は、表面の上部に1カ所だけあります。
- 問題文と同様、解答はすべて横書きです。
- 回答欄は、大きな欄が表面と裏面に1つずつあるだけでした。問題文ごとに別れていないため、私は自分で区切って使いました。問題文でも口頭でも、どのように区切るかに指定はなかったはずなので、ある程度自由に使って良いようです。おそらく、問題番号を解答前に示し、第1面 第2面の順に、問題番号の若いほうから書いていくという最低限常識的な書き方をすれば問題ないのだと思います。もしかすると、東大法学部の定期試験の書き方に準拠するのがよいのかもしれませんが、私は他大学出身なのでよくわかりません。
- 回答欄は一般的な400字詰め原稿用紙のように碁盤状に罫線が引かれているタイプではなく、横線に点がうってあるタイプでした。イメージで表わすと、図1のような感じです。とはいえ、問題文にあるように1マスに1字書くという原則には変わりはないようです。

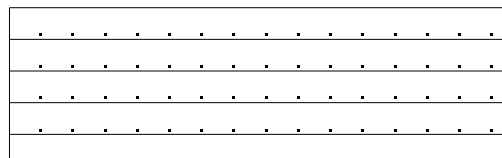


図1 回答欄のイメージ

- 解答用紙とは別に、解答用紙と同様の印刷がなされた下書き用紙が1枚配られます。
- 解答用紙はすべすべした紙質の良いもので、白っぽい上質の紙です。インクは確か

紫色でした。一方、下書き用紙は新聞紙のような色合いの再生紙に、黒インクで印刷がなされており、両者の区別が付きやすいように工夫されています。なお、解答用紙と下書き用紙を間違えた場合や、解答用紙に書き写す時間がなかった場合でも、下書き用紙を提出することは認められないと口頭で説明がありました。